

おぐに



2003 **10**
No.417

合併情報 No.19..... 2～3 P
愛蔵書センター
オープン..... 4～5 P

8/29 愛蔵書センターオープン



この紙は再生紙を使用しています。

10月 おぐにさわやかレポート番組表

5日	落語
11日	昔話 あんさの八卦見
12日	健康まつり
19日	お誕生日おめでとう
25日	昔話 はなしの話
26日	たっしやで長生き

※土曜日の番組は、第2・第4土曜のみ
午前7時30分から全チャンネルで放送
※日曜日の番組は、午前7時30分から
全チャンネルで放送(再放送は3チャン
ネルで午前10時・午後1時・6時・9時から)
※日曜日の番組は都合により変更になる
場合もあります。

平成15年8月末現在

世帯数 2196世帯 (-3)	人口 7199人 (-9)
男 3510人 (-1)	女 3689人 (-8)

8月の動き 出生5人 死亡7人
転入12人 転出19人

10月号カレンダー 10月10日～11月9日

10/10 金	診療所 午後 外科	25 土	
11 土		26 日	小国芸術村まつり
12 日	集落対抗親善野球大会	27 月	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
13 月	体育の日 町民ハイキング(城山)	28 火	
14 火	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	29 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日(AM10:00～10:30)
15 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日(AM10:00～10:30)	30 木	補聴器相談日(AM10:00～10:30)
16 木	補聴器相談日(AM10:00～10:30)	31 金	診療所 午後 外科 法律相談所開設(就業改善センター)
17 金	診療所 午後 外科	11/1 土	
18 土		2 日	
19 日	小国町防災訓練 結婚相談所開設(就業改善センター) 診療所 日曜診療日	3 月	文化の日 おぐに秋まつり
20 月	診療所 振替休日 町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)	4 火	町民課窓口業務時間延長 (PM7:30まで)
21 火		5 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日(AM10:00～10:30)
22 水	診療所 午後 整形外科 補聴器相談日(AM10:00～10:30)	6 木	補聴器相談日(AM10:00～10:30)
23 木	補聴器相談日(AM10:00～10:30)	7 金	診療所 午後 外科
24 金	診療所 午後 外科	8 土	
		9 日	

※横田内科・消化器科クリニック(95-3141)では、午前9時から正午まで日曜診療
を行っております。〔急患に限る〕

言葉の履歴書
火中の栗

古代から日本人に親しまれた秋の味覚の一つは栗。栗の実は焦茶色や黒土色をしているので、語源は涅(水底)によんだ黒い泥からきたとされますが、定説ではありません。焼いて食べることの多い栗は、気をつけないと爆ぜる危険性があります。爆ぜた栗がすぐ見つからないこともあるのは、夏目漱石が「栗はねて失せけるを灰に求め得ず」という俳句に詠んでいるとおりでしょう。「栗を焼くには芽を欠いて焼けば、実の先端部を取って焼けば大丈夫と教えたことわざです。」

「火中の栗を拾う」といえば、他人にそのかされて火の中から栗を拾うような、危険な愚行の例え。猫が猿のために栗を取ってやけどするイソップの寓話に由来しています。フランスの詩人ラ・フォンテーヌの寓話詩「猿と猫」も、猿のペルトランにおだてられた猫のラトンが、炉の中から苦心して失敬した栗をずるい猿に食べられてしまう話。「火中の栗を拾う」は一見、中国からきた故事成句にみえますが、もともと西洋ダネだったわけです。

「長岡地域任意合併協議会」の動き

今月号はおもに福祉関係及び住民健診にかかる調整案についてお知らせします。長岡地域任意合併協議会の各分科会では、「サービスは最高水準」で「負担は最低水準」を基本理念に制度調整を検討してきましたが、住民生活に最も身近な福祉関係のサービスでは、将来の財政負担等を考慮し調整案の見直しがされております。

各種事務事業の調整案

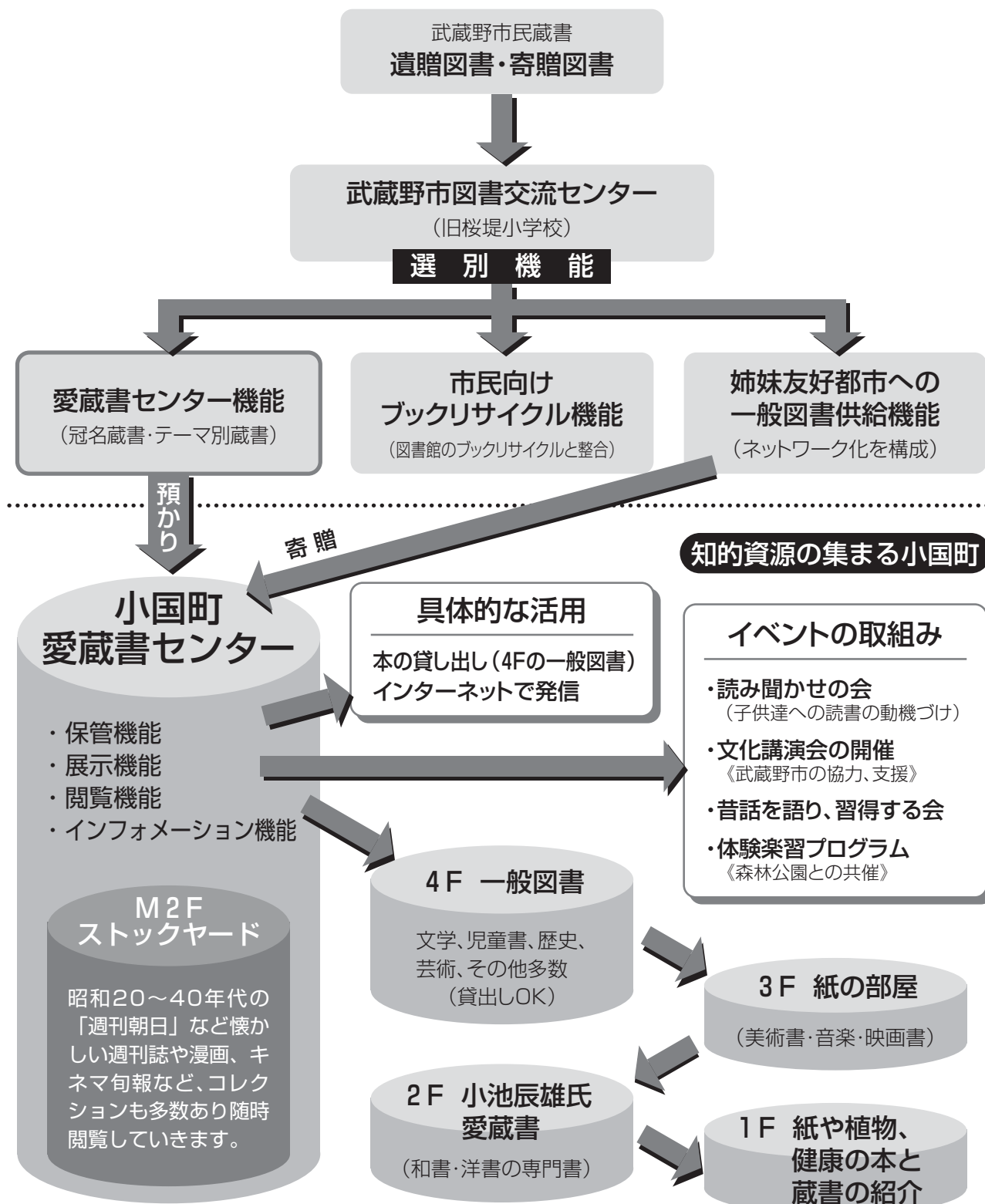
事務・事業名	小国町の水準			任意合併協議会で検討している「調整案」の水準			長岡市の水準			その他
	内 容	単 位	金 額	内 容	単 位	金 額	内 容	単 位	金 額	
妊産婦の医療費助成	全妊産婦が対象		—	合併時一元化する。市民税均等割のみ課税世帯又は非課税世帯の妊産婦が対象医療費・食事療養費助成		—	市民税均等割のみ課税世帯又は所得税非課税世帯の妊産婦が対象			
特定疾患医療費助成	一部負担金の助成	円	通院 2,000/月の助成 入院 14,000/月の助成	合併後廃止			制度なし			小国町のみ実施
在宅精神障害者の介護者への見舞金の支給	在宅精神障害者の介護者への見舞金の支給	円	1～6ランクで3,000～18,000の支給	当分の間現行どおりとし、その後廃止する。			制度なし			小国町のみ実施
基本健診	19才以上の町民対象	円	個人負担無料	合併時一元化する。	円	個人負担 19～39才 1,800 40～64才 1,200 65才～無料	19～64才集団健診 65才～シルバー健診(個別健診)	円	個人負担 19～39才 3,300 40～64才 1,300 65才～無料	
短期総合健康診断(人間ドック)	40才以上の町民対象	円	個人負担 町内 15,000 町外 18,500	長岡市の制度に一元化する。(人間ドックからミニドックへ移行)	円		助成の制度なし 40～64才総合健康審査(ミニドック・集団)がある。	円	ミニドック 個人負担 40～64才 男性2,800 女性3,800 70才～無料	歳出負担が増大するため。
胃がん健診	40才以上の町民対象	円	個人負担 40～69才 900 70才～無料	合併時一元化する。	円	個人負担 40～69才 1,000 70才～無料		円	個人負担 40～69才 1,000 70才～無料	
子宮がん検診	30才以上の女性対象 集団・子宮頸部検診のみ	円	個人負担 30～69才 600 70才～無料	合併時一元化する。	円	個人負担 30～69才 600 70才～無料	集団と個別健診、子宮頸部がん検診がある。	円	個人負担 30～69才 集団600 個別頸部 1,700 個別頸部・体部 2,500 70才～無料	
乳がん検診	30才以上の女性対象 集団検診のみ	円	個人負担 30～69才 300 70才～無料	合併時一元化する。	円	個人負担 30～69才 400 70才～無料	集団と個別がある。	円	個人負担 30～69才 集団400 個別700 70才～無料	
町内会報奨金(総代事務委託料)	集落数 34 世帯数 2,195 委託行政事務は、週1回の文書配布及び各種調査、募金等の取りまとめ 災害発生時の状況報告、道路・河川等維持管理報告など	円	平均割 1集落 168,000 世帯割 1世帯 4,230 他に距離割 H15度予算 17,271千円	市町村の特性により、町内会にお願いしている行政事務の内容に相違があるため、平成17年度は現行どおりとする。平成18年度から町内会報奨金にかかる行政事務は文書配布のみとし、その他行政事務は地域自治の中で検討する。	円		町内会数 515 世帯数 73,000 委託行政事務は、月1回の文書配布	円	均等割 1町内 3,000 世帯割 1世帯 900 H15度予算 67,245千円	1町内会(集落)単純平均比較 長岡市 130,572円 小国町 507,970円
敬老会	76歳以上の高齢者を町全体で祝う			当分の間現行どおりとし、その後段階的に見直す。						
結婚奨励金	町内に住所を有する者の婚姻が成立したとき祝い金を支給	円	100,000	財政効果を考慮し、合併時廃止						小国町のみ実施
保育体制	延長保育、障害児保育、乳児保育、未満児保育、一時保育			合併後も現行通り						住民ニーズにより実施
障害者支援費	国の制度			基本的に国の制度であるので現行通り						
寝具乾燥サービス	対象者 65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯			合併時新制度に再編する。						対象者 75歳以上の単身高齢者 65歳以上の単身高齢者で見守りや手助けが必要な人及び寝たきり、痴呆の方
緊急通報システム	対象者 65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯 通報先:セコム			合併時新制度に再編する。						対象者 65歳以上の単身高齢者 通報先:消防署
社会福祉法人等利用者負担軽減事業	次の者の介護保険利用者負担額等が半額となる。○在宅の場合…非課税世帯で世帯の合計所得が10万円以下の者(対象サービス「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」) ○施設の場合…収入が30万円以下の者(対象施設「介護老人福祉施設」)			合併後長岡市の制度に統合する。						次の者の介護保険利用者負担額等が半額となる。○在宅の場合…非課税世帯で世帯の所得がない者(対象サービス「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」) ○施設の場合…収入が42万円以下の者(対象施設「介護老人福祉施設」)
介護保険料(第1号被保険者)	65歳以上基準保険料(第3段階)年額	円	36,000	平成21年度から一律の保険料とする。						65歳以上基準保険料(第3段階)年額 円 45,500
精神障害者医療費助成	通院・入院1/2他科も対象 助成の限度額なし 年令制限なし		—	合併時一元化する。通院・入院1/3 非課税世帯の食事療養費の1/3 精神科受診のみ対象 70才以上は対象外						通院・入院1/3 ただし1ヶ月 通院2,000円 入院15,000円が限度 70才以上は対象外
乳幼児医療費助成	通院・入院・就学前 3月末まで助成		—	合併時一元化する。通院・入院・就学前 3月末まで 入院時食事療養費助成(非課税世帯のみ)						通院 3歳未満 入院就学前まで 入院時食事療養費助成は非課税世帯のみ

第9回 長岡地域任意合併協議会は

日時 10月7日(火) 午後3時から 会場 長岡ブランドホテル

・会議は公開で行われ、どなたでも傍聴することができます。
傍聴は先着順で50名程度(受付は午後2時30分から)

小国町愛蔵書センター概念図



小池辰雄氏の蔵書

小国町愛蔵書センターには、ドイツ文学、キリスト教学の権威・小池辰雄氏(故)の専門書に、寄贈者であるご子息小池信雄氏のコレクションを合わせた、9000冊余りの『古今東西』の本や雑誌が集まりました。200年以上も前にドイツで出版された洋書、明治時代のキリスト教研究書から、大正・昭和の懐かしい時代がよみがえる雑誌や写真集。他にも現代人気小説や漫画・絵本まで幅広く充実した蔵書が揃っています。

都市(武蔵野市)と農村(小国町)の本を通した、あたらしい交流が始まります

小国町愛蔵書センターがオープンしました

紙の美術博物館に「愛蔵書」という新たな魅力が加わります。



テーマは本を通した文化交流です

本の好きな方、関心のある方、懐かしかったり珍しい本がたくさんあります

小国町愛蔵書センターってなあ～に？

小国町と友好交流関係にある武蔵野市は全国でも有名な文化人が多く住んでいる都市です。その文化人が故人となった場合、所有している図書を寄贈したいという希望が多数あるそうです。

しかし、市では3つの図書館を持ち50万冊以上の本を所有し収納スペースもないことから対応できない現状にあります。結果としてこのような本は廃棄される運命にあり、貴重本が失われていきます。

そこで考えられたのが友好関係にあるわが町で愛蔵書として保存・活用し、本を通した都市と農村の交流を推進したいということです。

この試みについては平成13年度から武蔵野市・小国町ともそれぞれ研究委員会を立ち上げ、検討を重ね、平成14年度、武蔵野市では試験的に一部の蔵書を預かり仕分けや分類を進めてきました。

そして平成15年8月29日に全国でも初めてのケースとなるこの試みがスタートしました。活字離れといわれる今日、歩き出しながら“本の活用”“人と人との交流”をゆっくりと進めていきます。どうぞご利用くださるようお願いいたします。

小国町愛蔵書センターの概要

所在地	小国町大字小国沢2531番地(紙の美術博物館内に併設)
	TEL 0258-95-3161 FAX 0258-95-3144
開館時間	午前10時～午後5時(受付終了は午後4時30分)
休館日	毎週水曜日(夏休み期間中は営業)、年末年始。
事業内容	・愛蔵書の閲覧・一般図書の閲覧と貸出し・読み聞かせイベント ・その他、本を通じた交流事業

お問い合わせ先：小国町役場、企画商工課・企画広報係 ☎0258-95-5906まで

介護保険

59

介護保険のサービスを受けるには
申請をして認定を受けることが必要です

申請方法等詳しいことは、福祉係（☎95・5903）
又は、介護係（☎95・5050）までご相談ください。

介護保険の状況はどうなっているのか？

介護保険制度が始まってから、被保険者数等の状況はどのように変化しているかお知らせします。

①介護保険の第1号被保険者数

平成12年4月に比べ、平成15年7月時点で95人増えていますが、平成14年度以降、第1号被保険者の人数は、ほぼ変わっていません。ただし、75歳以上の方（後期高齢者）の人数は、年々増えています。このことから、町全体では介護を必要とする可能性が高い人の割合が増えているといえます。

年齢層	H12.4月	H13.4月	H14.4月	H15.4月	H15.7月
65～74歳	1,299	1,298	1,282	1,275	1,261
75歳以上	1,029	1,085	1,136	1,149	1,162
合計	2,328	2,383	2,418	2,424	2,423

②要支援・要介護認定申請件数

平成12年度は制度が始まった年ですが、前年度からの認定作業に伴う初回の更新申請（新規の有効期間は申請日から6ヶ月）のため、件数が多くなっています。しかし、平成13年度以降は、ほとんどが2回目以降の更新申請者で、有効期間が1年の方が多いため、減少していますが、同程度の申請件数になっています。

種類	H12年度	H13年度	H14年度	H15.4～7月
新規	85	101	96	38
更新	369	351	319	97
変更	56	10	19	11
合計	510	462	434	146
一月当たり件数	42.5	38.5	36.1	36.5

③要支援・要介護認定者数

認定者の介護度の状況は、要介護4～5にあたる状態が重い方の人数はあまり変わりませんが、要支援・要介護1～3の状態が軽度または中度の方の人数が増えてきています。

状態	H12.4月	H13.4月	H14.4月	H15.4月	H15.7月
要支援	28	22	28	34	31
要介護1～3（軽・中度）	141	162	192	198	196
要介護4～5（重度）	77	79	85	82	88
合計	246	263	305	314	315
認定率（%）	10.5	11.0	12.6	12.9	13.0

※認定率＝第1号被保険者（65歳以上の方）に対する認定者の割合

④介護保険サービス利用者数

介護保険サービスの利用者の内訳は、ヘルパーなど在宅サービスの利用者が増加しています。

種類	H12.4月	H13.4月	H14.4月	H15.4月
在宅サービス	115	128	152	167
施設サービス	74	90	96	98
合計	189	218	248	265

「平成15年 第2回 介護保険運営協議会を開催いたしました」

今回の協議会は、委員の改選後初の協議会であったので、会長・副会長の選任を行い、会長に中村昭司さん、副会長に今井賢市さんが選任されました。また、みなさまから様々なご意見をお聞きすることができました。

- ・緊急時（葬祭等）に介護保険サービスをもっと利用しやすくないか
- ・介護保険外サービス（町単独事業等）について、しっかり・分かりやすく広報してもらえないか
- ・一人暮らし世帯への安否確認等を各集落の消防団と協力して行うのはどうか
- ・介護者の集いを介護者が参加しやすい時間帯に行ってもらえないか 等

今後の事業運営に活かしていきたいと思っております。

老人保健だより

※老人保健で医療を受けている方へ

病院や診療所などを受診するとき、1ヶ月に1度は必ず**保険証・老人保健受給者証**を医療機関の受付に提出してください。

加入している保険証が変わったときも届出が必要です。

保険証が届いたら、すぐ、医療機関と役場町民課へ提出してください。

※高額医療費ごしん

同じ月内に医療機関に支払った医療費が限度額を超えたとき、申請により老人保健から高額医療費として支払われます。

町では、受診した月の3ヵ月～4ヵ月後に、高額医療対象者の方に申請書を郵送していますので、申請書が届いたら手続きをお願いいたします。

不明の事は町民課老人保健係までお問合せください。



自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	（すべての自己負担額を世帯で合算）
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋（医療費－361,500円）×1％ 4回目から40,200円
一般	12,000円	40,200円
町民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
町民税非課税Ⅰ	8,000円	15,000円

100歳おめでとーございます

去る9月15日の敬老の日に、原集落の北原ハナユさん、特別養護老人ホーム『おごしの里』に入所中の桑原イセさん（箕輪集落出身）、中村テフさん（苔野島集落出身）に100歳のお祝いとして内閣総理大臣及び新潟県知事からのお祝状と、記念品が新潟県の担当者からそれぞれ贈られました。

3人の方はそれぞれ明治36～7年にお生まれの方々です。北原さんは「総理大臣からの表彰状だよ」と家族から言われると、大変恐縮され、表彰状を受け取られ「ありがとうございます。」とお元気の声で答えていらっしゃいました。

また、『おごしの里』の桑原さん及び中村さんについては当日、敬老会が開催されており、入所者・家族・職員・来賓の方々大勢に見守られての表彰となりました。

今年新たに新潟県内で100歳になられた方は261名です。

北原さん、桑原さん、中村さん、皆さんいつまでもお元気で暮らしてください。



期日前投票制度のあらまし

■対象となる投票

名簿登録地の市区町村で行う投票

■投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで

■投票を行うことができる者

選挙期日には、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由(現行の不在者投票事由)に該当すると見込まれる者

※投票の際には、現行の不在者投票と同じく、宣誓書に列挙されている一定の事由(現行の不在者投票事由に同じ)の中から、自分が該当するものを選択します。

■投票場所

期日前投票所

■投票時間

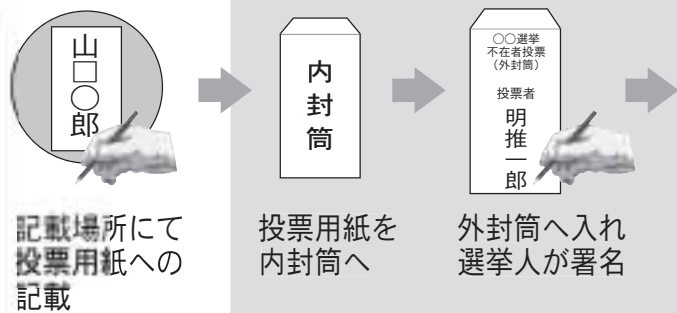
午前8時30分から午後8時まで

■投票手続

基本的に選挙期日の投票所における投票の手続と同じです。

※期日前投票所は、各市区町村に一箇所以上設けられますが、複数設けられる場合、期日前投票所によって投票期間や投票時間が異なることがあります。

従来の不在者投票

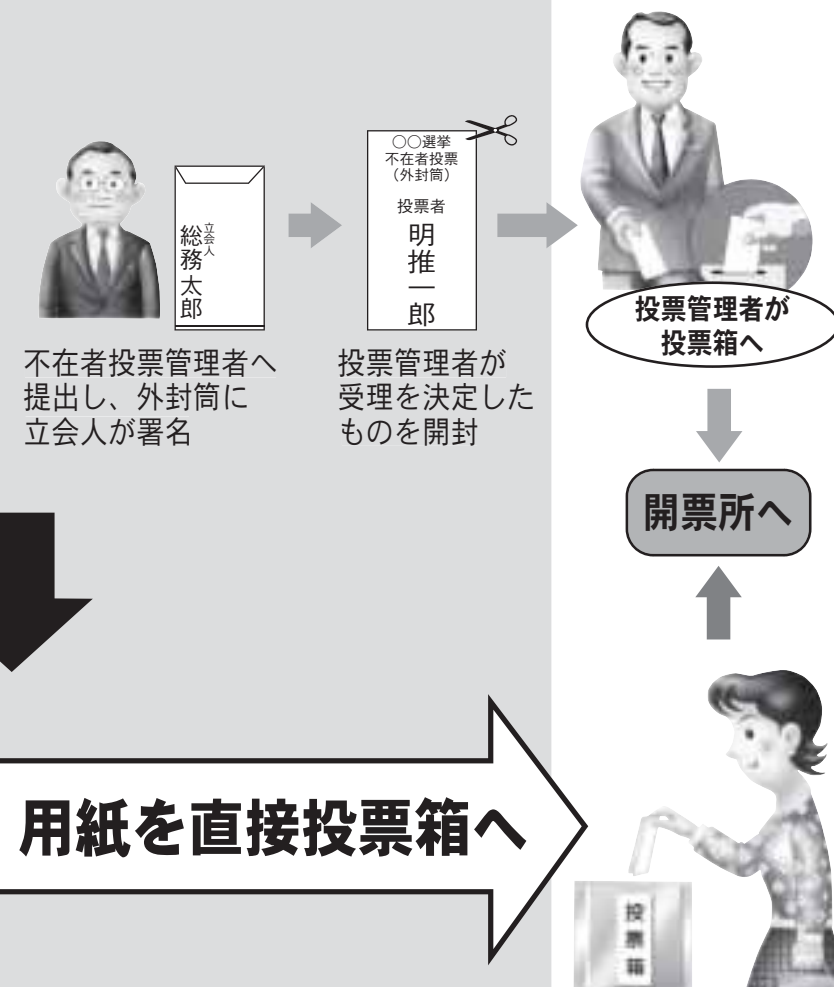


期日前投票



手続が簡 投票がスムーズになります

素化され ズになります



Q 従来の不在者投票はどのようなもの？

- A
- 名簿登録地の市区町村における不在者投票は、原則として期日前投票に移行します。
 - 名簿登録地の市区町村以外の市区町村や病院、老人ホームなどにおける不在者投票については従来どおり行われますが、投票開始日が、「**選挙期日の公示日または告示日の翌日**」に変更されていますので注意が必要です。

Q 期日前投票制度の適用はいつから？

- A
- 以上の改正内容は、平成15年12月1日から施行され、その日以後その期日を公示または告示される選挙について適用されます。

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続が不要となり、投票がしやすくなります。また、電子投票(電磁的記録式投票)を導入している団体は、選挙期日前の投票についても電子投票によって行うことができます。

選挙期日前の投票手続が大幅に 簡素化され、投票しやすくなります

平成16年度採用の小国町職員の採用試験を次のとおり行います。
 なお、不明な点は小国町役場総務課 ☎0258-95-5905までお問い合わせください。

保育士

採用予定人員 1名
 受験資格 ・平成16年4月1日現在で、
 概ね35歳までの者
 ・保育士の資格取得者又は、
 平成16年3月31日までに
 保育士の資格取得見込み
 の者
 最終合格発表 平成15年11月中旬



介護支援専門員

採用予定人員 1名
 受験資格 ・平成16年4月1日現在で、
 概ね40歳までの者
 ・介護支援専門員の資格取得者又は、
 平成16年3月31日までに介護支援
 専門員の資格取得見込みの者
 最終合格発表 平成15年11月中旬



小国町職員採用試験について

(参考) 選挙期日の投票所における投票・不在者投票との比較表

	選挙期日の投票所における投票	期日前投票	不在者投票
投票所等の設置数	投票区ごとに1ヶ所	市区町村毎に1ヶ所以上 (読替後の法第39条)	同左
投票所等を開く日	選挙期日のみ	○一の期日前投票所は選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間において開く。 ○増設された期日前投票所は市区町村の選挙管理委員会が定めた日のみ開く。 (読替後の法第39条)	同左 (従来は選挙期日の公示日又は告示日から選挙期日の前日までの間において開いていた)
投票所等の告示内容	投票所の場所 (法第41条)	期日前投票所の場所及び期日前投票所を設ける期間 (読替後の法第41条)	なし
投票所等の開閉時間	○原則7:00~20:00 ○特別の事情のある場合に限り、開閉時間を以下の範囲内で変更することが可能 開始時刻 7:00±2:00 閉鎖時刻 20:00-4:00 (法第40条)	○一の期日前投票所は8:30~20:00 ○増設された期日前投票所は8:30~20:00の範囲内で自由に設定可能 (読替後の法第40条)	○原則8:30~20:00 ○市区町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して終了時刻を17:00~20:00の間に設定可能 (法第270条の2)
投票の事務を管理する者	投票管理者 (時間毎の交替は不可) (法第37条)	投票管理者 (時間毎の交替は不可だが、日毎の交替は可) (読替後の法第37条)	不在者投票管理者 (令第55条)
投票の事務を管理する者の要件	当該選挙の選挙権を有する者 (法第37条)	選挙権を有する者 (読替後の法第37条)	市区町村の選挙管理委員会の委員長など (令第55条)
投票の事務を管理する者の告示	投票管理者の住所及び氏名 (令第25条)	投票管理者の住所、氏名及び職務を行うべき日 (読替後の令第25条)	なし
投票に立ち会う者	投票立会人 2~5名 (時間毎の交替は可) (法第38条)	投票立会人 2名 (時間毎の交替は可) (読替後の法第38条)	立会人 1名以上 (時間毎の交替は可) (令第56条など)
投票に立ち会う者の要件	各投票区における選挙人名簿に登録された者 (法第38条)	選挙権を有する者 (読替後の法第38条)	選挙権を有する者 (令第56条など)

※表中「法」とは公職選挙法、「令」公職選挙法施行令のことである。

●試験日等

- ・試験日 平成15年10月26日(日)
- ・試験場 小国町役場
- ・試験方法 作文試験、面接試験及び書類審査

●受験手続

- (1)申込方法 受験申込書により申込み
- (2)受付期間 平成15年10月1日~10月15日
 但し、郵送分については、平成15年10月13日までの消印があるものに限って受付をします。
- (3)受付時間 午前8時30分~午後5時 ※土、日、休日は受付いたしません。

●合格から採用まで

採用は、合格者の中から決定し、平成16年4月1日を最初の採用の日とします。

●受験申込書請求先

小国町役場 総務課

もちひとまつり



琵琶法師 迫真の演技



▲いざ出陣



▼やっぱり名札は必需品



▲私は誰でしょう



紅梅御前・桜木姫一行



▲出番前の緊張!!



▲新ALETのダニエルさんも熱演



▲疲れ果てた以仁一行



小国の姫たち



歓迎のおどり



▼りりしい姿 親も感動!!



▲決まった!! 平 智盛



▲園児も雨の中頑張りました



▲上小6年生登場



▲ろろし隊最後のフィナーレ飾れず



残念ながら出番のない方も



▼山車車にも大きな声援が!!



▲山車の主役は私達におまかせ



▲神輿で盛り上げ

◀軽快な進行でオークションも盛況完売でした



▲実行委員の皆さんの協力で成り立っています

▼鏡割り 武蔵野市長も参加



▲山車の主役は私達におまかせ



出店コーナー



むさしの囃子の熱演



▲幻想的な音色に野外ステージはピッタリ



見事!! 法末神楽

8月29日、30日、第2回のもちひとまつりが開催されました。29日の歴史ロマンシンポジウムは、農研センターを会場に「中世越後の動向」と題し花ヶ前盛明氏より基調講演をいただき、その後、「もっと知りたい。以仁王、小国氏。」をテーマに掲げ、関係市町村よりパネリストをお招きし、パネルディスカッションを行いました。昨年を上回る参加をいただき盛り上がりを見せました。

翌30日の野外劇「遥かなる轍II」を中心とするまつりは、初の試みの山車車の練り歩きや、第一部のパフォーマンスは順調に消化しましたがメインの野外劇がはじまる頃から降り始めた雨が後半激しさを増し、ピンマイクが使用不能となり残念ながら途中中止となってしまいました。しかしながら、雨の中の熱演に最後まで観覧いただいた皆さんから大きな拍手が送られました。

このまつりにご尽力いただいた実行委員・出演者・スタッフそして町民の皆様本当にありがとうございました。

また、このまつりに併せ、「武蔵野市民ツアー」の来町、「愛蔵書センターのオープン」、「小国氏記念碑除幕式」など盛りだくさんの事業が実施されました。

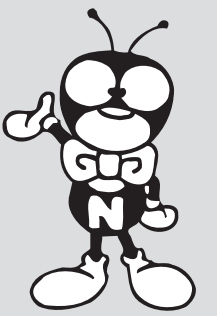


除幕式にあわせて八石山頂上からのろろしが



除幕式

国民年金 コナナ



10月・11月は 「国民年金制度 推進月間」です

国民年金制度は、老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持及び向上を目的とする制度です。

国民年金制度に対する理解を一層深めて、より身近なものとしていただくため10月・11月は「国民年金制度推進月間」と定められています。

皆さんもこの機会に、ご自身の年金について考えてみませんか？

●年金制度は世代と世代の支え合いのしくみです

国民年金は、日本に住むすべての人に共通する年金です。20歳になるとすべての人が加入し、予測できない経済変動や物価の上昇があった場合など、個人では対応できない部分を社会的に保障する制度です。

老後の保障（※1老齢基礎年金）だけでなく、病気やケガで障害が残った場合の保障（※2障害基礎年金）や、万が一お子さんを残して働き手が亡くなった場合の遺族の保障（※3遺族基礎年金）を行うための年金でもあるのです。

※1老齢基礎年金：国民年金に加入して受給資格期間（保険料納付期間等が合計25年以上あること）を満たした人が、65歳になったときから受けられます。

※2障害基礎年金：国民年金加入中や、20歳前の傷病等で障害等級表に定める障害の状態になったときに受けられます。

※3遺族基礎年金：国民年金加入者や、加入したことのある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子が受けられます。

現在の現役世代の負担が高齢者の生活を支え、将来、現在の現役世代が高齢となったときに次の世代がその生活を支えるといった大きな世代間扶養の考えに基づいて年金制度は成り立っています。

年金をもらうのはまだ先のことかもしれませんが、老後は必ずやってきますし、今後何が起きるかわかりません。これからの保障や年金に関心を持っていただき、将来に備え保険料を納めましょう。

●厚生年金・国民年金など年金全般については

柏崎社会保険事務所

〒945-8534 柏崎市幸町3-28 ☎0257-235820

●国民年金については

役場町民課町民係 ☎95-9500

までお問い合わせください。



●骨髄バンクにご協力ください

白血病や重症再生不良性貧血などの血液疾患により毎年約6,000人の方が発症しています。骨髄移植はこれらの疾患に有効な治療法です。移植をするには、患者と骨髄提供者(ドナー)の白血球の型が一致しなければならず、この確率はたいへん低いので、多くのドナー(30万人)登録が必要になります。患者に生きる希望を与えるのは、あなたのやさしさと勇気による「ドナー登録」です。詳しくは、(財)骨髄移植推進財団までお問い合わせください。電話0120・445・445

●骨髄とは？
骨の中のゼリー状の液体で、脊髄ではありません。

●骨髄移植とは？
骨髄液を点滴で入れることで、骨を切つてくっつけるではありません。

●では、なぜ移植なの？
骨髄液は臓器なので、点滴で入れても医学では移植といえません。

●ドナーは？
20歳～50歳までの健康な方がドナーとなることができます。

●ドナー登録は？
腕からの10ccの採血です。所要時間は約30分かかります。

●あなたのHLA(白血球の型)は骨髄バンクに登録されます。

☆臓器移植法による移植ではありません。

ドナー登録は予約制で次の機関で受付けています。

電話予約時間：平日8:30～17:00

受付機関	曜日	日	月	火 (午前のみ)	水	木	金 (午前のみ)
新潟東堀献血ルーム (データセンター)	☎025-230-1702	午後	全日		全日	全日	
新発田保健所	☎0254-26-9651			第2・4			
新津保健所	☎0250-22-5171						第2・4
三条保健所	☎0256-36-2362			第1・3			
長岡保健所	☎0258-33-4932			第1・3・5			
六日町保健所	☎0257-72-2457					第2・4	
上越保健所	☎0255-24-6133						第1・3・5
相川保健所	☎0259-74-3407					第2・4	

●10月の予防接種
乳幼児健診

- 三種混合
3日(金) 就業改善センター
一般幼児対象
 - 二種混合
10日(金) 浜海小学校
(上小・下小児童移動)
 - ポリオ
小学校6年生対象
 - 一歳6か月児健診
16日(木) 就業改善センター
一般乳幼児対象
 - 29日(水) 町立診療所検診棟
平成14年1月～4月生まれ児対象
- ※予防接種は個別に通知いたしません。保護者の判断でお出かけください。不明の点は、福祉保健課係電話95・2600までお問い合わせください。また会場には午後1時までにおいでください。

●愛の献血に
ご協力ください

献血は皆様のご理解とご協力、そして何より患者さんのことを思いやる優しい心に支えられています。病気がやがて健康に恵まれない方のために、あなたの健康を少しだけ

分けてください。
日 時 10月23日(木)
午前9時30分～11時30分
※午前中のみです。ご注意ください。
会場 小国町役場
献血の種類
全血献血(400ml・200ml)

●高齢者のインフルエンザ
予防接種のお知らせ

一昨年より実施しております高齢者を対象としたインフルエンザについて、今年も左記のとおり実施いたします。接種をご希望の方は、9月下旬に各世帯に配布致しました案内書及び説明書をご覧のうえ、ご希望の接種機関に予約くださるようご案内致します。

接種対象

小国町に住所を有する方で、左記「接種期間」内の予防接種を受けようとする日に満65歳以上の方
※なお、満60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器機能等に一定の障害をお持ちの方も対象になる場合がありますので、主治医や役場保健係にご相談ください。

接種期間

10月1日(水)から12月15日(月)まで

※この期間以外の接種は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

※接種期間内であっても、ワクチン不足が生じた場合は接種を受けられない場合がありますので、ご希望の方はお早めに予約ください。

接種費用

ワクチン代金1,050円

予防接種実施医療機関

横田内科消化器科クリニック
(大字法坂910番地)
電話95・3141
小国町立診療所
(大字植沢88番地)
電話95・2010

※なお、都合によりこれ以外の医療機関をご希望の場合は下記「お問い合わせ先」にご相談ください。

予約申込及び事前準備等

原則的に右記「予防接種実施医療機関」の窓口で直接または電話で予約してください。9月下旬に各世帯に配布いたしました案内書に添付された「インフルエンザと予防接種」という説明書をよくお読みいただき、接種当日は十分に納得したうえで接種を受けられるようお願いいたします。接種当日お持ちいただくものは、「接種費用1,050円」と「健康保険証」です。忘れないようお持ちください。

お問い合わせ先

役場福祉保健課保健係
電話95・2600

●任意のインフルエンザ
予防接種(64歳以下対象)のお知らせ

肌寒い風が吹く頃になるとそろそろ風邪やインフルエンザがはやりはじめます。一時、SARS(新型肺炎)と一緒に流行したら症状が似ているためたいへんな状況になるのではと心配されたこともありましたが、幸いSARSの国内進入はありませんでした。

65歳以上の高齢者や特定の疾患を持つ人達には一定の期間内(小国町では10月1日から12月15日までの予定)に受ければ町から補助を受けられますが(自己負担分1,050円右記参照)、それ以外の方は全額自己負担の3,500円となります。

また、13歳未満の子供達は2回接種する必要がありますが、今年はその料金について、町内の2医療機関ともに2回併せて3,500円で接種する予定です。インフルエンザは保育園や学校などから集団発生して家庭に入ることが多く、できるだけ多くの方が予防接種を受けることをお勧めいたします。

●胸部レントゲン
検査のお知らせ

春に胸部レントゲン検査を都合で受けられなかった方を対象に次の日程で実施いたします。個人通知もいたしますが、最寄りの会場で受診ください。



検診日	検診会場	時間
10月1日 (水)	下小国小学校前	午前9時30分～10時00分
	小国町役場公用車庫前	午前10時10分～10時30分
	上小国小学校前	午後1時30分～2時00分
	就業改善センター前	午後2時10分～2時40分

第13回 健康まつり開催

日程 10月5日(日) 午前7時45分～午前11時45分
◎ヘルシーウォーキング 午前7時45分～9時30分
◎健康づくり講演会 午前10時15分～11時30分

「けんこつ体操で毎日はずらつと」/講師 認定インストラクター 小島伸子先生



※今年の講演会は、若い世代から高齢者まで幅広くおすすめできる運動の実技指導が中心となります。また、今年のウォーキングコースは5kmコースのみで、全員で歩きます。また、日程は早朝からの半日設定としました。ウォーキングから体力チェック・実技指導まで、短時間で充実した時間をお過ごしください。
※ウォーキング終了時にいつも好評の豚汁も用意してお待ちしております。
※詳しくは、別途各世帯に配布する健康まつりチラシをご覧ください。
※雨天により中止の場合のみ午前7時にオフトーク通信でお知らせします。

10月は「土地月間」です

土地月間に関連して、用地・土地利用課では左記の事業を推進しています。皆様の御理解と御協力をお願いします。

●事業概要

1 土地取引の届出

一定面積以上の土地取引には届出が必要です。
 国土利用計画法では、国土の適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、法定面積以上の土地取引を行った場合、契約締結日（予約を含む）から2週間以内に、土地の所在する市町村を經由して都道府県知事に届出をすることを義務付けています。

- ・届出義務者 権利取得者（売買であれば買主）
- ・届出時期 契約締結日から2週間以内
- ・届出場所 土地の所在する市町村の窓口
- ・届出事項 ①土地売買等の当事者 ②土地の所在
- ③土地の利用目的 ④土地の対価 など
- ・法定面積 ①市街化区域 ↓ 2,000㎡以上
- ②市街化区域を除く都市計画区域 ↓ 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 ↓ 10,000㎡以上

個々の取引面積は小さくても、土地の総面積が上記の面積以上になる場合には、届出が必要になります。
 ・土地にかかる契約（予約）をした日から2週間以内に届出をしなければならず、偽りの届出をすると、法律により罰せられることがあります。

2 平成15年度新潟県地価調査結果

平成15年度の地価調査結果が9月19日（金）に公表されました。地価調査では、県内697地点の基準地の標準価格を公表しますが、この価格

は、土地取引の目安とされたり、公共事業における土地の取得価格決定のよりどころとなるものです。
 ・公表結果は、県庁、市町村の窓口のほか、新潟県ホームページ <http://www.pref.nigata.jp>、e-じらんじらいただけます。また、国土交通省ホームページ <http://tchochi.mlit.go.jp> では、全国の地価調査結果を「こらんいたく」ことが可能です。

平成15年度「土地月間」講演会

日時：10月15日（水）午後1時30分～午後4時
 会場：朱鷺メッセ（新潟コンベンションセンター）国際会議室
 新潟市万代島6番1号
 対象者：県内の一般参加者、県内公的機関職員等 300名程度
 参加料：無料
 講師：国土交通省 土地・水資源局長 伊藤 鎮樹氏
 日本政策投資銀行 野口 秀行氏
 申込締切：10月10日（金）まで
 なお、会場の都合上、先着300人程度まで。
 問い合わせ：（財）日本不動産研究所 新潟市東堀前通六番町1058-1
 ☎025・228・3761（直通）

お知らせ

information

お問い合わせ・お申し込みは
 それぞれ表記の番号へお電話下さい

役場から

●要援護世帯の除雪（道踏み）について

町では要援護世帯の冬期の安全対策として「要援護世帯等冬期在宅支援事業」により除雪・道踏みの支援を行っています。

【対象世帯について】

- 次の（イ）・（ロ）の各項目に該当する世帯です。
- （イ）次の5つのいずれかに該当する世帯です。
- ①65歳以上の高齢者のみの

- 世帯
- ②ひとり暮らしの高齢者
- ③母子世帯
- ④世帯主が身体障害者（1～4級）の世帯
- ⑤その他①～④の世帯区分に属さない寡婦世帯及び知的障害者世帯等の要援護世帯等
- （ロ）次のいずれにも該当する世帯です。
- 当該世帯の生計中心者の町民税が非課税である世帯
- 世帯員が自力で除雪できない世帯
- 親子・兄弟・親戚等から労力的又は金銭的に援助が得られない世帯
- 除雪対象となる住宅を生活の根拠としている世帯

※「要援護世帯等冬期在宅支援事業」についてのお問い合わせについては小国町役場福祉保健課福祉係（☎95・5903）まで

催し

●児童手当の振込みについて

10月期定期払い（6～9月分）については、10月10日に届出の金融機関に振込みますので、ご確認ください。
 不明な点等は、町民係（☎95・5900）までお問い合わせください。

●にいがた「緑」の百年物語 第2回 柏崎地域 植樹祭参加者募集

柏崎刈羽地域の家庭から出たゴミを30年以上にわたって埋め立て処分をした、最終処分場跡地を緑豊かな山里に復元する植樹祭に、あなたも参加してみませんか。
 日時 10月11日（土）
 午後1時30分～午後3時
 受付 午後1時から

会場 柏崎市大字東長島地内「エコグリーン柏崎夏渡」
 参加費 無料
 開催内容 記念植樹、エコグリーン柏崎夏渡見学、

きのこ汁のサービス、百合の球根プレゼント
 持ち物 移植ゴテ（又はスコップ）、軍手、長靴
 主催 柏崎地域植樹祭実行委員会
 申し込み、お問い合わせ先 柏崎地域振興事務所
 地域振興課
 ☎0257・21・6204

●おぐに荘地域解放事業 原田英昌さんのご案内

おぐに荘
 日時 10月20日（月）
 場所 おぐに荘体育館
 ※入場無料、皆様お誘い合わせの上、来場ください。

●第53回「長商の夕」

長岡商業高校 岡崎義晴
 ☎090・2751・5533
 日時 11月8日（土）
 開場午後5時30分（開演6時）
 場所 長岡市立劇場大ホール
 入場料 一般券500円（当日600円）小学生券300円（当日400円）
 内容 ステージドリル他

10月19日は防災訓練です

あなたは消火器を使えますか？
 避難場所を知っていますか？

いざ大きな災害がおきると被害が広範囲に及び、消防や警察だけでは十分な対応ができないことも考えられます。
 まずは、自らの生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるために家具を固定をしたり、すぐに外にもって出れるよう非常持ち出し品の中身や置場所を確認するなど、家でできる防災対策をしっかり行ってください。
 10月19日（日）には防災訓練が実施されますので、この機会に消火器の点検や非常持ち出し品、避難路を確認してみましよう。

●家庭の防災対策

- ・避難場所の確認
- ・家具の固定
- ・消火器の点検
- ・（容器のふたや底にさびや腐食がある場合）十分機能しないことがあります。消火器の対応年数はおおむね8年です。詰替えや処分については役場に連絡ください。
- ・防災訓練への参加
- ・非常用持ち出し品の準備

（但し、タンクや押し入れなどにおいておくと家具等が倒れたときに出不せないので出口に近いところがよい。）
 防災関係についてのお問合せは役場総務課まで（☎95・5905）



●各種助成金説明会

ハローワーク柏崎
0257・23・2140
対象 新たな事業展開を
考えている事業主の方
独立・創業を考えている
方/人材を探している事
業主の方
日時 10月28日(火)
13時30分～16時
会場 柏崎市市民プラザ
2階 波のホール
柏崎市東本町1-3-24
募集人員 150名(参加
希望の方は10月20日まで
にお申し込みください)

●すこやか・ともじび
まつり2003

長岡市役所福祉総務課
039・2217
このまつりは「福祉と健
康の祭典」です。参加団体
の作品展示・活動紹介、来
場者の参加コーナーやステ
ジでの芸能発表など様々の
催しを予定しています。
期日 10月11日(土)・12日(日)
会場 ハイブ長岡、千秋
が原ふるさと森

募 集

●第2回「なじらネッ
トミーティング」
参加団体募集

地域づくりにかかわる人、
関心のある人が相互に交流
を深め、今後の地域づくり
の推進を図るため、地域づ
くり活動の成果発表会「な
じらネットミーティング」
を開催します。多くの皆さ
んの参加をお待ちしています。
参加資格 長岡地域広域市
町村圏13市町村で、地域
づくり関係の活動をされ
ている団体
日時 11月16日(日)
午前10時から午後3時30分
場所 ながおか市民センター
地下1階イベント広場
参加費 無料
詳しくは、ホームページ
http://www.soiga.com/
naira-net/をご覧ください。
問い合わせ 長岡地域広域
行政組合「長岡地域まち
づくりネット交流会」
事務局

暮ら し

●法律相談所開設の
お知らせ

役場総務課庶務係
095・5905
と き 10月31日(金)
午後1時30分～3時30分
ところ 就業改善センター
相談料 無料
弁護士 大塚 勝氏
相談内容 法律関係全般
申し込み 先着4名

●心配ごと相談

延命荘095・2027
午前10時～午後3時
10/7 田中富志夫
14 飯田 弘二
21 湯本チヨ子
28 全員(合同相談)

●司法書士無料相談会

新潟県司法書士会
025・228・1589
新潟県司法書士会では、
「10月1日法の日」に因ん
で、次のとおり相談をお受
けいたします。
期間 10月1日～7日
(平日の執務時間において)
場所 県内各司法書士事
務所

●結婚相談

就業改善センター
095・3575
日時 10月19日(日)
午後1時～午後3時
会場 就業改善センター
相談室

●男女平等推進相談員
の出張相談会

予約・問合せ先 県男女平
等推進相談室
025・285・6605
会場 十日町総合庁舎
相談日時 10月27日(月)
9時30分～16時30分
相談方法 面接による相談
受付人数 6人まで
予約期限 10月26日(日)まで

講 習

●普通救命講習

呼吸や心臓が止まった人
に対して行う心肺蘇生法(気
道確保、人工呼吸、心臓マッ
サージ)や大出血時の止血
法の講習会です。
と き 11月16日(日)
午前9時～正午
ところ 消防署三階講堂
内 容 応急手当の必要性
の理解と心肺蘇生法、止
血法の実習
定員 30人
受講料 無料
申込み 10月27日(月)～11月
15日(土)に、消防署救急係
(0257・24・15
00)へ
その他 実習ができる動き
やすい服装をお願いくだ
さい。ハンカチを一枚お
持ちください。
講習を修了された方には、
修了証を交付します。
火事・救急は119

農作業安全運動

現在、秋の農作業安全運動期間中です。
これから秋の農繁期を迎え、コンバイン
や乾燥機等の使用に伴う事故などが心配さ
れます。
また、田畑への行き帰りの途中の交通事
故もこの時期大変多くなっています。
作業前後の農業機械の点検整備等を徹底
し、農作業を安全に行い、無事故で秋の農
繁期を乗り切りましょう。

稲わら等焼却防止運動

稲わらや籾からは貴重な有機質資源です。
秋すき込みや堆肥として活用しましょう。
一部生産者の焼却により、毎年煙害の苦
情が多数寄せられており、「新潟米」のイ
メージダウンにもなっています。
稲わら・籾からは、大切な有機質資源で
す。大いに土づくり等に活用しましょう。



魅惑のカップル
Meeting Party IX

長岡地域広域市町村圏
・園民ふれあい事業

主催 長岡地域広域行政組合
日時 平成15年11月29日(土)
午後6時～午後9時
場所 長岡市 ホテルニューオータニ長岡
対象者
男性 圏域内在住25歳以上の独身男性50名
*事前オリエンテーション(11月21日
(金)午後7時～ 長岡市立劇場)に参
加できる方
女性 20歳以上の独身女性50名
※定員を超えた場合は、抽選で参加者を
決定いたします。

参加費 男性 8,000円
女性 3,000円
申込み方法 任意の用紙に住所・氏名・年齢・
性別・電話番号・趣味・特技を明記して、
返信用封筒(住所・氏名を明記し90円切
手を貼ったもの、定型)を同封のうえ、長
岡地域広域行政組合まで郵送又は持参でお
申し込みください。
長岡地域広域行政組合ホームページから
の申し込み可。
URL http://www.kouiki.nagaoka.nigata.jp
*後ほど返信用封筒を長岡地域広域行政組
合まで提出いただきます。
申込先 〒940-0084
長岡市幸町2-1-1
長岡市役所幸町分室2階 長岡地域広域
行政組合(問い合わせ037・6067)
申込期間 10月1日(水)～11月7日(金)(必着)
当日の服装 男性はスーツかジャケット、
女性はプチフォーマルな格好でお願いします。

内 容 訴訟、登記、供託
等に関する法律相談
相談費用 無料

10月20日(月)～26日(日)は
平成15年度行政相談週
間です。

●お年寄りよろず相談

025・285・4165
10月
よろず相談 月曜～金曜日
9時～17時
専門相談↓要予約
法律 13時30分～16時
(6・14・20・23・27日)
医療 13時30分～15時30分
(1日)
痴呆 14時～16時
(15日)
公的年金・保険
13時30分～15時30分
(7日)
税金 10時～12時
(10日)
健康・介護 10時～16時
(9日)

●10月は里親月間です

里親制度をご存知でしょ
うか。

●障害児(者)地域療育
等支援事業

新潟県では、在宅障害児
(者)の地域生活を支援す
ることを目的に、障害児(者)
地域療育等支援事業を社会
福祉法人たいよう福祉会に
委託し、平成15年10月から
実施することになりました。

●障害児(者)生活支援セン
ターふくし・ぱーとなー

〒945-0051
柏崎市東本町1丁目15番
5号風のまちフロンジエ
内1F
0257・20・0084
携帯電話
080-1026-7162
0257・21・8814

事業の内容については、
次のとおりであります。

・ 地域での生活を応援しま
す。(地域生活支援事業)
・ 外来により相談に応じま
す。(外来療育相談)
・ 施設等を訪問して相談・
支援を行います。「施設
支援一般指導事業」
・ 家庭を訪問して相談に応
じます。(在宅支援訪問
養育等指導事業)
対象者は、在宅の重症心
身障害児(者)、知的障害児
(者)及び身体障害児です。
利用するには、まず登録
してください。(費用はか
りません。)
ご相談がある方、事業に
ついて詳しく知りたい方は、
左記に連絡ください。
障害児(者)生活支援セン
ターふくし・ぱーとなー
〒945-0051
柏崎市東本町1丁目15番
5号風のまちフロンジエ
内1F
0257・20・0084
携帯電話
080-1026-7162
0257・21・8814

- マイバックキャンペーン
10月1日(木)~31日(金)まで31日間
- ノー・レジ袋デー
(マイバックキャンペーン)
集中キャンペーン日 10月5日(日)

110番ニュース

新潟県警察ホームページアドレス
<http://www.police.pref.niigata.jp/>
<http://www.poloce.pref.niigata.jp/i/> (iモード)

一人で悩まないで 心の応援 被害者を支援します

犯罪や事故の被害にあうことは、大変つらく悲しいことです。突然の出来事にとまどい、心に深い傷を負い、事件を思い出して怖くてたまらなくなったり、自分自身をコントロールできなくなったりするなど、心身共にさまざまな症状に悩まされる方もいます。柏崎警察署では、地域ぐるみで被害者やその家族を支援していくため、自治体や医療機関・団体等による組織柏崎市刈羽郡被害者支援連絡協議会を設立し、被害者からのさまざまな相談に応じています。

問い合わせ 事務局 柏崎警察署 総務課内 ☎0257-21-0110

●自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられている保険です。車検制度のないバイク・原付自転車は、特に期限切れ、かけ忘れにご注意を！

保険料・共済掛金は…

	60ヶ月	48ヶ月	36ヶ月	24ヶ月	12ヶ月
原動機付自転車 (125cc以下)	18,230円	15,770円	13,240円	10,630円	7,940円

●ごみ半減県民運動推進大会

イベントの中では、この運動のモデル市として取り組んでいる上越市さんの事例発表や、今、雑誌やテレビで活躍中の丸山晴美さんの講演会を行います。丸山さんは新潟出身！1974年生まれ。22歳の若さで節約に目覚め、あつというまに首都圏内にマンションまで購入した、その節約術とは？

演題は「楽しく実践！おしゃれでエコな節約生活」と題し、「節約」はお財布にも環境にもやさしく、「ごみを減らす」ことにもつながるといってもいいお話？どこでやってもいつも大評判！という彼女のお話を、是非、聴いてみてください。

日時 11月14日(金) 午後1時~4時
 会場 朱鷺メッセ2階 メインホール
 申込み 「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動実行委員会事務局までお名前と参加人数をお知らせください。(先着400名で締切)

暮らしのワンポイント

新しい靴を選ぶポイント

靴を購入する際に気をつけるポイントは、靴のタイプによって異なります。ひもで結ぶ靴は足幅が調整しやすく、年齢を問わず人気があります。このタイプを選ぶときは、ひもを結ばなくても足にフィットしていることが大切です。また、ひもを結んだときに左右の羽根が重なったり、逆に開き過ぎたりするものをおすすめできません。

ひもやベルトなどの調整具がなく、すっぽりそのまますりを入れてはくローファーも、実用靴として広く愛されています。このタイプは、かかと部分がすべるといってもいいほど。かかとが頑丈で足に合うかどうかを確かめてください。手で触って革がちよっと硬いかなと思うくらいのものがいいようです。

パンプスも調整具がないので、かかとはしっかりと足にフィットすることが大切です。またヒールがついているので、前部分が足の甲に合っていないことがポイントです。甲が靴に合っていないと、足が前にすべって足先に負担がかかります。

また、足先には足指が動かせる0.5~1cmの余裕があることも必ず確かめてください。これはすべての靴に共通する大事なポイントです。

小国風 ほろっと ウロコ 目から

秋それぞれ



一年中で一番美しい季節がやって来た。晴天の休日、ベランダでフロンを干していると、ふと紅葉書の中に佇んでいる様な錯覚を覚える時間がある。揺れるコマエス、飛び交う赤トンボ、澄み切った青く高い空と、ただそれだけのことなのに。

爽やかな大気に包まれ、10月はすっかり秋まった。夏の射抜く様な太陽光線と違い、淡い陰りをおびた秋の陽差しは、美しいフィルターをかけたかのように、何気ない光景を色鮮やかに切り取る。モノトーンの冬に大地が覆い尽くされるま

での束の間の時間を愛おしむがごとく秋の一日は流れ、刻一刻とその表情に華やきを添えて行く。

読書の秋、スポーツの秋、実りの秋と、秋はバリエーションに富んでいる。草むらから聞こえて来る虫の音に、芸術の秋を喚起させられ、インテリアと化してしまつたギターやピアノに再びトライしてみようか？ と思いにかられるも、秋の一日は短く、夕飯の時間が迫る。意符に替って様々な食材が、おいしそうな旋律を奏で出す。今年も「食欲の秋」になりそうだ。

(直美)

おぐに文芸

俳壇

◎草いきれ纏うて父の夕餉辺
 *評 草いきれはきつい匂ひ纏うて来た父は元氣者、働く男の匂ひか…。

老婦省師の健在胸に置く
 我が家まで運んでもらう西瓜買う
 アロハ着て桐下駄履いて盆踊り
 鈴虫の鈴の音かえす看りの夜
 浴衣着て素足に下駄の父が来る
 友を呼ぶ九月の登校声澄める

猿橋 岩野 チユ
 七日町 山本 恵子
 小栗山 片桐 ムツ
 新町 青柳 カズ
 太郎丸 池島千恵子
 小栗山 片桐 静村
 小栗山 今井 昭一

書道教室

(9月の作品)



街角ウォッチング

アトムも応援!!

交通ルールを守って
 安心・安全な町づくり

鷺之島集落有志の皆さんの製作です。



サンコーポラス 入居状況(8月末)

運営戸数.....40戸
 入居戸数.....38戸
 入居可能戸数.....2戸

サンコーポラス小国 管理事務所 ☎95-4831